

第2号議案

理事の辞任に伴う補欠選任に関する件

- (1) 辞任理事 喜 安 晃 氏
(前愛媛県農業共済組合 組合長理事)
- (2) 辞任に伴い、定款 27 条 (役員任期) により、理事の補欠選任を行う。
- (3) 理事候補者 赤 松 泰 伸 氏
(愛媛県農業共済組合 組合長理事)

【参 考】 定 款

(役員任期)

第 27 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。